

平成 30 年度諸会費等の免除（徴収猶予）について

横須賀高等学校の諸会費の免除については、次のとおりとなっております。
諸会費免除の申請をされる方は、平成 30 年 7 月 31 日までに事務室へ申請書類を御提出いただきますようお願いいたします。

1 免除の対象者

保護者等の平成 30 年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が 85,500 円未満となる者。

ただし、平成 30 年度神奈川県高校生等奨学給付金の受給者（生活保護を受給している世帯を除く）は対象となりません。

2 免除となる諸会費

P T A 会費、教育援助費、図書視聴覚費、生徒会費、後援会費

3 免除の金額

月額 1,760 円 × 免除月数（年間 21,120 円）

（内訳）

P T A 会費	月額 320 円	} 月額 1,760 円
教育援助費	月額 540 円	
図書視聴覚費	月額 300 円	
生徒会費	月額 500 円	
後援会費	月額 100 円	

4 免除の期間

会費等の免除となる事由が発生した月から平成 31 年 3 月まで

5 免除の申請

裏面をご覧ください。

問い合わせ先

事務室 花坂

電話（046）－851－0120

（祝日を除く月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで）

平成 30 年度諸会費等の免除に係る申請書類について

下記の書類を期限までに提出してください。

提出期限 平成 30 年 7 月 31 日

対 象	提 出 書 類
生活保護の規定による保護を受けている世帯	① 諸会費免除（徴収猶予）申請書 ③ 生活保護受給証明書 ④ 82円切手を貼付した封筒 （封筒に住所・保護者名記入）
保護者等の平成 30 年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が 85,500 円未満となる者	① 諸会費免除（徴収猶予）申請書 ② 実情調書 ③ 平成30年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割がわかる書類（課税証明書等） ④ 82円切手を貼付した封筒 （封筒に住所・保護者名記入）

- ① 学校指定の用紙
- ② 学校指定の用紙
- ③ 高等学校等就学支援金等の申請で御提出いただいた証明書で審査しても構わない場合は、再度御提出いただく必要はありませんので、その旨御連絡ください。
課税証明書の場合、市役所・行政センター等で平成30年6月1日以降に発行されたものを御提出ください。
なお、証明書の所得控除欄の「配偶者」欄に金額がある方は、配偶者の方の書類の提出を省略することができます。ただし、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が8万500円以上8万5,500円未満の場合は配偶者の方の書類も必要になります。
- ④ 封筒は免除審査のうえ、決定・不決定通知をお送りするためのものです。

* 諸会費免除申請書・実情調書の書類は事務室で配付しています。
(学校ホームページにも掲載しています)